

地上権設定契約締結までの流れ

新規契約
(抵当権操作あり)

【確認事項】

抵当権等の私権が付いている土地と契約をする場合、権利操作により、既に設定されている私権と新たに設定する地上権の順位を入れ替える必要があります。既に設定されている私権を一度抹消し、新たに地上権を設定した後、一度抹消した私権を再度設定します。この手続きにより、地上権が第一順位となり、私権は第二順位となります。
※土地所有者は、権利操作について、抵当権設定者（融資元の金融機関）の同意を事前に得る必要があります。
※権利操作に要する費用負担については、土地所有者と抵当権設定者でご相談ください。

